

## 本人確認書類の種類

### 1. 法人番号を有する外国法人

#### ①確認書類（注1）

確認書類の種類	法人確認書類の 要・不要	名称（略称）
法人番号通知書（注2）	不要	番
法人番号通知書（上記以外の法人番号通知書）	要	
法人番号印刷書類（注2）	要	

#### ②法人確認書類

##### （1）措規19の15①一に規定する恒久的施設を有する外国法人

確認書類の種類	名称（略称）
登記に係る登記事項証明書（注2）	登
印鑑証明書（注1）	印
国税又は地方税の領収証書（注3） 国税又は地方税の納税証明書（ 〃 ） 社会保険料の領収証書（ 〃 ）	領

##### （2）措規19の15①二に規定する恒久的施設を有しない外国法人

確認書類の種類	名称（略称）
官公署から発行され、又は発給された書類、その他これらに類するもの（注2）	官

### 2. 法人番号を有しない外国法人

##### （1）措規19の15①一に規定する恒久的施設を有する外国法人

確認書類の種類	名称（略称）
登記に係る登記事項証明書（注2）	登
印鑑証明書（注2）	印
国税又は地方税の領収証書（注3） 国税又は地方税の納税証明書（ 〃 ） 社会保険料の領収証書（ 〃 ）	領

##### （2）措規19の15①二に規定する恒久的施設を有しない外国法人

確認書類の種類	名称（略称）
官公署から発行され、又は発給された書類、その他これらに類するもの（注2）	官

（注1）非課税適用申告書の提出（非課税適用申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）をする外国金融機関等又は特定外国法人がその提出をする際、その経由する特定金融機関等の事務所等の長が、当該非課税適用申告書に記載されている外国金融機関等又は特定外国法人の名

称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表された当該提出をする外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事務所等の長に対しては、確認書類の提示を要しない。

(注2) 当該書類を提示する日前6月以内に作成・交付等されたものに限る。

(注3) 領収日付又は発行年月日の記載があるもので、その日が提示日前6月以内のものに限る。